

高原町告示第18号

令和3年第3回高原町議会臨時会を次のとおり招集する

令和3年4月22日

高原町長 高妻 経信

1 期 日 令和3年4月30日

2 場 所 高原町役場議場

○開会日に応招した議員

末永 充君

陣 圭介君

前原 淳一君

中村 昇君

反田 吉巳君

入佐 廣登君

温水 宜昭君

福澤 卓志君

松元 茂春君

温谷 文雄君

令和3年 第3回 高原町議会臨時会会議録（第1日）

令和3年4月30日（金曜日）

議事日程（第1号）

令和3年4月30日 午前10時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1号 専決処分について（専決第5号）
訴えの提起について
- 日程第 4 報告第 2号 専決処分について（専決第6号）
立て看板接触事故による和解及び損害賠償の額を定めたことについて
- 日程第 5 同意第 2号 副町長の選任について
- 日程第 6 同意第 3号 監査委員の選任について
- 日程第 7 承認第 5号 専決処分について（専決第7号）
高原町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 8 承認第 6号 専決処分について（専決第8号）
令和2年度高原町一般会計補正予算（第18号）
- 日程第 9 承認第 7号 専決処分について（専決第9号）
令和2年度高原町病院事業会計補正予算（第5号）
- 日程第10 議案第37号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例及び町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 常任委員会委員の選任
- 日程第12 議会運営委員会委員の選任
- 日程第13 議会だより編集委員会委員の選任
- 日程第14 西諸広域行政事務組合議会議員の選挙
- 日程第15 西諸広域行政事務組合監査委員の推薦
- 日程第16 高原町都市計画審議会委員の推薦
- 日程第17 議席の一部変更

追加議事日程（第1号の追加1）

日程第 1 副議長の辞職について

追加議事日程（第1号の追加2）

日程第 1 副議長の選挙

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 1号 専決処分について（専決第5号）
訴えの提起について

日程第 4 報告第 2号 専決処分について（専決第6号）
立て看板接触事故による和解及び損害賠償の額を定めたことについて

日程第 5 同意第 2号 副町長の選任について

日程第 6 同意第 3号 監査委員の選任について

日程第 7 承認第 5号 専決処分について（専決第7号）
高原町税条例等の一部を改正する条例

日程第 8 承認第 6号 専決処分について（専決第8号）
令和2年度高原町一般会計補正予算（第18号）

日程第 9 承認第 7号 専決処分について（専決第9号）
令和2年度高原町病院事業会計補正予算（第5号）

日程第10 議案第37号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例及び町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

日程第11 常任委員会委員の選任

日程第12 議会運営委員会委員の選任

日程第13 議会だより編集委員会委員の選任

日程第14 西諸広域行政事務組合議会議員の選挙

日程第15 西諸広域行政事務組合監査委員の推薦

日程第16 高原町都市計画審議会委員の推薦

日程第17 議席の一部変更

追加1 日程第 1 副議長の辞職について

追加2 日程第 1 副議長の選挙

出席議員（10名）

1番	末永 充君	2番	陣 圭介君
3番	前原 淳一君	4番	中村 昇君
5番	反田 吉巳君	6番	入佐 廣登君
7番	温水 宜昭君	8番	福澤 卓志君
9番	松元 茂春君	10番	温谷 文雄君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	中嶋 秀一君	書記（次長）	中嶋 雄二君
		書記（副主幹）	古川 裕子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	高妻 経信君	教育長	西田 次良君
総合政策課長	馬場 倫代君	総務課長	内村 秀次君
税務課長	平川 昌知君	産業創生課長	森山 業君
農畜産振興課長	田中 博幸君	高原病院事務長	花牟禮秀隆君

◎ 開会・日程

午前10時00分 開会

○議長（温谷文雄君）

ただいまから令和3年第3回高原町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

会期日程案及び本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（温谷文雄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、4番、中村昇議員及び5番、反田吉巳議員を会議録署名議員に指名します。

○

◎ 日程第2 会期の決定

○議長（温谷文雄君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日、1日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間に決定しました。

○

◎ 日程第3 報告第1号 専決処分について（専決第5号） 訴えの提起について

○議長（温谷文雄君）

日程第3、報告第1号、専決処分について専決第5号、訴えの提起について議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

おはようございます。それでは議案の説明に入らせていただきます。

報告第1号、専決処分について報告します。

議案書1ページをお開きください。

訴えの提起について、地方自治法第180条第1項の規定並びに議会の委任による町長専決処分事項の指定について、第1号の規定により専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告を行うものでございます。

県営畑地帯総合整備事業後川内地区の土橋工区内にある公衆用道路については、登記簿上8名の共有名義になっていますが、昭和55年3月28日に町道東原・温水線として認定し町が管理しています。

今回、宮崎県が工事に着手するに当たり、当該公衆用道路の登記名義人を高原町に移転する必要が生じました。

そこで8名の相続人151名を訴訟の相手方として、訴状の送達をもって当該公衆用道路の時効を援用する旨の意思表示をし、訴訟の相手方に対し、所有権に基づく登記請求手続請求権と

して、当該公衆用道路について昭和55年3月28日時効取得を原因とする共有者持分全部移転登記手続を求め、訴えの提起をしたものでございます。

なお、今回の訴訟の目的の価格は39,751円であるため、専決処分したものでございます。以上、御審議のほどよろしく申し上げます。 [降壇]

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○2番（陣圭介君）

もともとのこの所有名義人が8名いらしたということですがけれども、町道の認定をする際に、その事実というのは当局側では恐らく把握できていたと思うのですが、その時点から現在に至るまでこの状態が放置されていた経緯というか、その背景を教えてくださいか。

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩します。

午前10時05分 休憩

午前10時07分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続し、質疑を続行します。

○総務課長（内村秀次君）

御質問にお答えします。

町道の認定についてなのでございますけれども、昭和55年の3月28日に町内の町道を一斉に300数十路線認定した経緯がございます。

当時につきましては、地権者の同意をもって認定していたという経緯もございまして、ただし、現在におきましては、認定の際には所有権移転等を現在行っているところでございますけれども、当時はそのような経緯で、同意をもってやっていたという経緯でございまして、それが今事業を進めるに当たり直す必要があったということで、このような手続を取っているところでございます。

以上でございます。

○2番（陣圭介君）

単純にその当時に所有権移転登記を忘れていたということですか。

○総務課長（内村秀次君）

御質問にお答えします。

昭和55年ということで40年ほど前になるものですから、当時の経緯については私自身ちょ

っとお答えできないところがございますけれども、伺っているところでは本当、先ほど申しましたとおり300数十路線を一遍に認定した経緯もございまして、それを全部所有権移転までしていない、同意をいただいて町道認定したという経緯でございます。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。ありませんか。

これで質疑を終わります。

これをもって報告第1号を終わります。

○

◎ 日程第 4 報告第 2 号 専決処分について（専決第 6 号）

立て看板接触事故による和解及び損害賠償の額を定めたことについて

○議長（温谷文雄君）

日程第4、報告第2号、専決処分について専決第6号、立て看板接触事故による和解及び損害賠償の額を定めたことについて議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

[登壇]

報告第2号、専決処分について報告します。

議案書の12ページをお開きください。

立て看板接触事故による和解及び損害賠償の額を定めたことについて、地方自治法180条第1項の規定並びに議会の委任による町長専決処分事項の指定について、第2号及び第3号の規定により専決処分をしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告を行うものでございます。

今回の報告内容ですが、令和3年2月15日に発生しました事故に係る過失の割合、物件の損害額並びに損害額の支払い等の和解内容及び損害賠償の額の決定について、でございます。

議案書13ページをお開きください。

事故の概要は、相手方が所有されている車両を高原小学校敷地内の駐車場に駐車していたところ、車の後方に設置されていた立て看板が車の後方に倒れ込み、後部ドアのガラス部分を破損したものであります。

和解の内容であります。事故の過失割合を、高原町100%、相手方0%とし、事故により生じた損害額5万7,483円を高原町が相手方に支払います。

確認事項として、和解成立後は本件に関して異議を申し立てないことを確約することとなっております。

これらの和解と相手方への支払い金額5万7,483円を損害賠償の額として決定したので、報告するものでございます。

なお、この損害賠償金の支払いにつきましては、本町が団体保険契約を締結している全国町村会総合賠償保険の引受幹事保険会社から直接相手方に保険金の支払いが行われます。

以上、報告をします。 [降壇]

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○8番（福澤卓志君）

本事件の概要を伺ったときに、まずもって児童生徒や保護者、人的な被害に及ばなかったことに対しては大変よかったなと思いますが、事故の相手方に対しては誠意がある対応を求めるとともに、まず、安全点検の面で、この後、事故が起こった後に行われたかどうかを教育長、伺います。

○教育長（西田次良君）

福澤議員の質問にお答えをします。

安全点検は一月に1回行っておりますので、2月15日の事故発生後に点検を行っております。

以上でございます。

○8番（福澤卓志君）

今後こういったことがないように、再度注意のほうを徹底していただきたいと思います。

以上です。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありますか。

○2番（陣圭介君）

事故発生の時間帯が1時半から3時頃となっております、非常に幅のある時間帯で、実際にこの立て看板が倒れた状況というのを誰かしら確認していたのか、それともしていなかったのか。

当然、立て看板が人とか物などに被害が及ばないように安全面を考慮して設置すると思うのですが、ちょっとこの過失割合を見ていると高原町が完全に悪いというような形で認めた形になっているので、本当にそうなのかなと若干疑問に思うわけですが、実際はいかがだったのでしょうか。

例えば、いたずらか何かで倒されたというようなことだって考えられるわけです。そういった事案がなかったかどうかという部分の確認についてお伺いしたいと思います。

○教育長（西田次良君）

3月31日に専決処分しましたので、同条第3項の規定よりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律をはじめ、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和3年3月31日にそれぞれ公布され、同年4月1日に施行されたことに伴い、高原町税条例等の一部を改正するものでございます。主な改正点でございますが、現下の経済情勢等を踏まえ、令和3年度の評価替えに伴う土地に係る固定資産の税負担調整措置の継続、軽自動車税種別割のグリーン化特例及び住宅ローン控除特別の適用期間延長等の見直しを行うほか、税負担軽減措置等を行う改正となっております。

※12ページに訂正発言

改正内容につきまして担当課長をもって説明いたします。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩します。

午前10時24分 休憩

午前10時24分 再開

○議長（温谷文雄君）

引き続き会議を開きます。

議事を継続します。

○町長（高妻経信君）

1点修正をさせていただきます。

後半のうで私が「軽自動車税種別割のグリーン化特例及び住宅ローン控除特別」と申し上げましたけども、正しくは「住宅ローン控除特別の適用期間延長」でございます。訂正をします。

よろしくお願い申し上げます。

〔降壇〕

○税務課長（平川昌知君）

私のほうから、高原町税条例等の一部を改正する条例の改正条文について概要を御説明します。議案書の18ページをお開きください。

今回の改正では、施行期日が条項ごとに相違があるため、改正内容の説明の中で施行時期を提示します。

また、地方税法等の改正による文言の修正、条文の項ずれ等の改正は説明を割愛しますので御了承いただきたいと思います。

まず、第1条による改正について御説明します。

第19条第1号は、納期限後に納付する延滞金について規定しておりますが、引用条項の改正

でございます。

続きまして、第24条第2項は、個人町民税の均等割の非課税限度額における扶養親族を「年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る」規定の改正であります。

この改正は、令和6年1月1日施行でございます。

20ページをお開きいただきたいと思っております。

第36条の3の2第4項は、給与支払者が給与所得者の扶養親族申告書を電磁的方法により提出する場合に必要であった税務署長の承認が不要となる規定の改正でございます。

21ページになりますが、第36条の3の3第4項は、公的年金等支払者が公的年金等受給者の扶養親族申告書を電磁的方法により提出する場合にも税務署長の承認が必要でありましたが、これも不要となる規定の改正でございます。

続きまして、22ページをお開きください。第53条の9は、退職手当等の支払者が提出する退職所得申告書を電磁的方法により提出することができる規定の整備でございます。

24ページをお開きください。第81条の4は、軽自動車税の環境性能割の税率を規定しており、読替え規定の創設による規定の改正でございます。

以上の改正は、令和3年4月1日施行でございます。

25ページをお開きください。

附則第5条第1項は、個人町民税所得割の非課税限度額における扶養親族を「年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る」規定の改正でございます。

この規定は、令和6年1月1日施行でございます。

続きまして、附則第6条第1項は医療費控除の特例で、選択ができるセルフメディケーション税制の適用期間を5年間延長する規定の改正でございます。

施行日は、令和4年1月1日でございます。

28ページをお開きください。

28ページから32ページまでの附則第11条の2、附則第12条、附則第13条は、令和3年度の固定資産税の評価替えに伴い、平成30年度から令和2年度まで行ってきた宅地等及び農地の負担調整措置を、令和4年度、令和5年度も継続していく規定の改正でございます。

その上で、令和3年度に限り、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や住民生活全般を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、負担調整措置等により税額が増加する土地については、前年度の、令和2年度でございますが、税額に据え置く特別な措置が取られております。

続きまして、33ページをお開きください。

附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減措置適用期間を9か月延長し、令

和3年12月31日までに取得した軽自動車を非課税の対象とする規定の改正でございます。

34ページをお開きください。

附則第16条は、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない軽自動車税種別割の税率の特例を2年間延長軽減する規定の改正でございます。

なお、グリーン化特例のうち、ガソリン軽自動車50%軽減及び25%軽減の対象が営業用の乗用に限定する規定が第7項及び第8項に創設され、併せて、規定の整備を行うものでございます。

37ページをお開きください。

附則第16条の4第1項は、引用条項の規定の改正でございます。

続きまして、38ページをお開きください。

附則第26条第2項は、新型コロナウイルス感染症等の影響に伴うもので、取得した住宅に令和4年末までに居住開始した場合には、住宅借入金等特別税額控除の適用期間を令和17年度分まで延長する規定の改正でございます。

以上の改正は、令和3年4月1日施行でございます。

38ページからの第2条による改正は、法改正等による項ずれの改正でございますので、説明を省略させていただきます。

なお、第2条による改正は、令和4年4月1日施行でございます。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

暫時休憩します。

午前10時33分 休憩

午前10時33分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続します。

質疑はありますか。

ないようですので、これから討論を行います。

反対の討論はありますか。

議案に賛成の方の発言を許します。

これで討論を終わります。

これから承認第5号の採決を行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。

よって、承認第5号は承認することに決定しました。

○

◎ 日程第8 承認第6号 専決処分について（専決第8号）

令和2年度高原町一般会計補正予算（第18号）

○議長（温谷文雄君）

日程第8、承認第6号、専決処分について専決第8号、令和2年度高原町一般会計補正予算第18号を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（高妻経信君）

[登壇]

承認第6号、専決処分について報告します。

議案書45ページをお開きください。

令和2年度高原町一般会計補正予算第18号を、地方自治法第179条第1項の規定により令和3年3月31日に専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

別冊、令和2年度高原町一般会計補正予算書、第18号の1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億8,073万4,000円を追加しまして、予算総額を歳入歳出それぞれ85億5,511万1,000円と定めたものでございます。

今回の補正の内容につきまして御説明します。4ページをお開きください。

「第2表 繰越明許費補正」でございますが、たかはる園芸担い手応援サポート事業として158万5,000円を、県営畑地帯総合整備事業後川内地区所有権移転登記手続請求業務として213万円を、皇子原公園排水路流末整備事業として346万5,000円を、それぞれ翌年度に繰り越して使用できるよう繰越明許費の追加設定を行ったところでございます。

10ページ、11ページをお開きください。

財政調整基金費でございますが、特別交付税の額の確定に伴い、財政調整基金への積立金としまして2億1,487万3,000円を計上しております。

続きまして、企画費のふるさと納税特産品贈呈事業でございますが、ふるさと納税の増加に伴う積立金としまして1,003万7,000円を計上しております。財源としましては、寄附金を充てております。

次に、病院整備費でございます。

令和2年度高原町一般会計補正予算第16号で高原病院への5,000万円の繰り出しの補正予算を可決いただき、繰り出しを行ったところでございます。その後、高原病院が国・県へ申請し、新型コロナウイルス感染症関連の補助事業が採択となり、繰り出した5,000万円全額が返還されたことから今回、繰り出し分の5,000万円を減額するものでございます。

次に、基金費でございます。

本町が所有する土地に対して、町民などから払下げ申請があった際は、払下げ金額を検討・決定し、売却を行っております。

今回、令和2年度中の売却額につきまして、今後の公共施設の改修等を含めた整備費用に対する財源となるよう、公共施設等整備基金へ全額積み立てるものでございます。

以上、御承認方よろしく申し上げます。

[降壇]

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○2番（陣圭介君）

繰越明許費についてですが、高原園芸担い手応援サポート事業と皇子原公園の排水路の流末整備について、繰越した経緯を教えてください。

○農畜産振興課長（田中博幸君）

陣議員の御質問にお答えします。

高原園芸担い手応援サポート事業につきましては、ニンニクの植付け機とスピードスプレーヤ2台に対する補助でございますが、いずれも新型コロナウイルス感染症拡大の影響により納品が遅れたことと、ニンニク植付け機については海外からの輸入ということもありまして、導入が3月までに終わらなかったというところでございます。

以上でございます。

○産業創生課長（森山 業君）

陣議員の御質問にお答えします。

当事業につきましては、昨年の12月議会補正10号で可決いただいたものでございますけども、当該工事を始めるに当たりまして、床掘りのほうをしたところ、今まで支えていました単管、こちらのほうが非常に腐食しておりまして、このまま差し替えても、大きな水が来たとき、それが腐って崩落するかもしれないという危険のほうが見つかりましたので、そちらのほうを点検させていただきまして、これを補充、改修するということまで含めてやらなければいけないということになったものですから、期間を事故繰越ということで延長させていただ

て繰越明許にさせていただいたということでございます。

○2番（陣圭介君）

今の事業内容を聞いていると、工期の延長だけで足りるのかなという疑問が生じて、増額補正とか必要なかったのですか。

○産業創生課長（森山 業君）

ただいまの御質問にお答えします。

12月議会におけます補正10号は408万8,000円ほどでございましたけども、今回の入札等によりまして、この346万5,000円ということで、この中で単管等につきましても足りるということでしたので、増額もないところでございました。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対の討論はありませんか。ありませんか。

原案に賛成の方の発言を許します。

これで討論を終わります。

これから承認第6号の採決を行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。

よって、承認第6号は承認することに決定しました。

○

◎ 日程第9 承認第7号 専決処分について（専決第9号）

令和2年度高原町病院事業会計補正予算（第5号）

○議長（温谷文雄君）

日程第9、承認第7号、専決処分について専決第9号、令和2年度高原町病院事業会計補正予算第5号を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（高妻経信君）

[登壇]

承認第7号、専決処分について報告します。

議案書47ページをお開きください。

令和2年度高原町病院事業会計補正予算第5号を、地方自治法第179条第1項の規定により令和3年3月31日に専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

補正予算書1ページをお開きください。第2条でございますが、予算第3条に定めた収益的収入を664万円の増額を計上しております。

補助金の補正内容は、新型コロナウイルス感染症関連補助金として、県から2,964万円を、国から2,700万円を受け入れるものであります。

他会計負担金の補正内容は、病院事業経営補助金として計上した一般会計からの繰入金5,000万円を全額減額するものです。

これに伴う補正予算実施計画書と、予定キャッシュ・フロー計算書を2ページから3ページに併せて添付しております。

以上、御承認方よろしくお願い申し上げます。

[降壇]

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○2番（陣圭介君）

国・県の補助金が採択となった日を教えてください。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

お答えします。

まず、宮崎県の新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保支援事業費補助金でございます。これにつきましては、空床確保の決定通知書はまだ来ておりませんが、電話での確認は取れております。

また、新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金につきましては、決定通知書が3月25日でございます。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。ありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対の討論はありませんか。

原案に賛成の方の発言を許します。

これで討論を終わります。

これから承認第7号の採決を行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。

よって、承認第7号は承認することに決定しました。

○

◎ 日程第10 議案第37号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例及び町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

○議長（温谷文雄君）

日程第10、議案第37号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例及び町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

[登壇]

議案第37号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例及び町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について御説明します。

議案書49ページをお開きください。

本町元職員による平成30年度から令和元年度の不適切な事務処理に関しましては、町民の皆様をはじめ、多くの関係者の方々に御迷惑をおかけし、町に対します信用、信頼を著しく失墜したところでございます。誠に申し訳なく、心から深くお詫びを申し上げるところでございます。

私の統括権限を自戒し、その責をただすために給与の減額をいたすものでございます。

引き続き、職員一人一人が全体の奉仕者という自覚を持ち、社会的責任を深く認識し、より一層の綱紀粛正に努め、職員指導を徹底してまいります。

以上、御審議のほど、よろしく願います。

[降壇]

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対の討論はありませんか。

○8番（福澤卓志君）

私の考えは前回と変わっておりません。減給することでこの問題が解決するのであれば賛成します。

職員の問題は、町長だけの責任ではなく、職場の文化や風習、こういったものを見直す必要があるのではないのでしょうか。

町民あつての役場であることを自戒し、しっかりと町政に励んでいただきたいと私は強く思っています。

以上です。

○議長（温谷文雄君）

原案に賛成の方の発言を許します。

反対の討論はありませんか。ありませんか。

これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。

議案第37号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

起立多数です。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前10時49分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 第1号の追加1 日程第1 副議長の辞職について

○議長（温谷文雄君）

ただいま、松元茂春議員から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

副議長の辞職について日程に追加し、第1号の追加1、日程第1とし、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」のと呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職について日程に追加し、第1号の追加1、日程第1とし、議題とすることに決定しました。

第1号の追加1、日程第1、副議長の辞職について議題とします。

地方自治法第117条の規定により、松元茂春議員の退場を求めます。

[松元茂春議員 退場]

○議長（温谷文雄君）

事務局長に辞職願を朗読させます。事務局長。

事務局長（中嶋秀一君）

それでは、辞職願を朗読します。

令和3年4月30日。

高原町議会議長、温谷文雄殿。高原町議会副議長、松元茂春。

辞職願。

このたび、一身上の都合により副議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

以上のお通りであります。

お諮りします。

松元茂春議員の副議長の辞職を許可することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。

よって、松元茂春議員の副議長の辞職を許可することに決定しました。

松元茂春議員の入場をお願いします。

[松元茂春議員 入場]

○議長（温谷文雄君）

松元茂春議員に申し上げます。

議長に提出されました副議長辞職願は、ただいま許可することに決定しましたので御報告します。

◎ 第1号の追加2 日程第1 副議長の選挙

○議長（温谷文雄君）

ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、第1号の追加2、日程第1とし、直ちに選挙を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」のと呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、第1号の追加2、日程第1とし、選挙を行うことに決定しました。

第1号の追加2、日程第1、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」のと呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」のと呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

副議長に前原淳一議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました前原淳一議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」のと呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました前原淳一議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました前原淳一議員が議長におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

ここで、新副議長より挨拶があります。

[登壇]

○3番（前原淳一君）

指名推選をいただき、ありがとうございます。月並みな言葉ですけれども、一言御挨拶を申し上げます。

まず、副は長を補佐ということが原則でございますので、まずはこれに徹したいというふうに思います。

今後2年間、何かと皆さん方に御迷惑をおかけすることがあるかもしれませんが、私なりに精いっぱい務めさせていただきますので、皆さん方の御協力をよろしくお願いをします。

[降壇]

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩します。

午前11時07分 休憩

午前11時07分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○

◎ 日程第11 常任委員会委員の選任

○議長（温谷文雄君）

日程第11、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第5条第2項の規定により、総務経済常任委員会委員に陣圭介議員、松元茂春議員、温水宜昭議員、福澤卓志議員、前原淳一議員、以上の5名を。文教厚生常任委員会委員に反田吉巳議員、中村昇議員、末永充議員、入佐廣登議員、温谷文雄議員、以上の5人を。

一般会計予算・決算常任委員会委員に陣圭介議員、反田吉巳議員、松元茂春議員、中村昇議員、温水宜昭議員、福澤卓志議員、末永充議員、入佐廣登議員、前原淳一議員、温谷文雄議員、以上の10人をそれぞれ指名したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」のと呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました以上の方々をそれぞれの常任委員に選任することに決定しました。

各常任委員会の委員長及び副委員長ですが、委員会条例第6条第2項の規定により、委員の互

選となっていますので、各委員会で互選の上、議長まで報告願います。

暫時休憩します。

午前11時09分 休憩

午前11時09分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続します。

御報告します。

各常任委員会において、正・副委員長の互選の結果が報告されました。

総務経済常任委員会委員長、温水宜昭議員、総務経済常任委員会副委員長、福澤卓志議員、文教厚生常任委員会委員長、末永充議員、文教厚生常任委員会副委員長、入佐廣登議員、一般会計予算・決算常任委員会委員長、前原淳一議員、一般会計予算・決算常任委員会副委員長、福澤卓志議員。

以上のとおりです。

○

◎ 日程第12 議会運営委員会委員の選任

○議長（温谷文雄君）

日程第12、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第5条第2項の規定により温水宜昭議員、福澤卓志議員、末永充議員、入佐廣登議員、前原淳一議員。

以上の5人を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました5人を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

議会運営委員会の委員長及び副委員長ですが、委員会条例第6条第2項の規定により委員の互選となっていますので、議会運営委員会において互選の上、議長まで報告願います。

暫時休憩します。

午前11時11分 休憩

午前11時11分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続します。

御報告します。

議会運営委員会において、正・副委員長の互選の結果が報告されました。

議会運営委員会委員長、温水宜昭議員、議会運営委員会副委員長、末永充議員。

以上のとおりです。

○

◎ 日程第13 議会だより編集委員会委員の選任

○議長（温谷文雄君）

日程第13、議会だより編集委員会委員の選任を行います。

議会だより編集委員会委員の選任については、議長において指名したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、議会だより編集委員会委員の選任は、議長が指名することに決定しました。

議会だより編集委員に反田吉巳議員、松元茂春議員、中村昇議員、温水宜昭議員。

以上、4人を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、指名しました4人を議会だより編集委員会委員に選任することに決定しました。

議会だより編集委員会の委員長及び副委員長ですが、議会だより編集委員会規程第5条第2項の規定により委員の互選となっていますので、議会だより編集委員会において互選の上、議長まで報告願います。

暫時休憩します。

午前11時13分 休憩

午前11時13分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続します。

御報告します。

議会だより編集委員会において正・副委員長の互選の結果が報告されました。

議会だより編集委員会委員長、反田吉巳議員、議会だより編集委員会副委員長、温水宜昭議員。

以上のとおりです。

○

◎ 日程第14 西諸広域行政事務組合議会議員の選挙

○議長（温谷文雄君）

日程第14、西諸広域行政事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

西諸広域行政事務組合議会議員に末永充議員、前原淳一議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました末永充議員、前原淳一議員を西諸広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、ただ今指名しました末永充議員、前原淳一議員が西諸広域行政事務組合議会議員に当選されました。

ただいま西諸広域行政事務組合議会議員に当選されました末永充議員、前原淳一議員が議場にいらっしゃいますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により告知します。

暫時休憩します。

午前11時16分 休憩

午前11時16分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

御承諾願います。

◎ 日程第15 西諸広域行政事務組合監査委員の推薦

◎ 日程第16 高原町都市計画審議会委員の推薦

○議長（温谷文雄君）

日程第15、西諸広域行政事務組合監査委員の推薦及び日程第16、高原町都市計画審議会委員の推薦の2件を一括議題とします。

西諸広域行政事務組合監査委員1人、高原町都市計画審議会委員4人について、町長から推薦を依頼されておりますので、これより議長において指名します。

西諸広域行政事務組合監査委員に温水宜昭議員を、高原町都市計画審議会委員に松元茂春議員、温水宜昭議員、福澤卓志議員、前原淳一議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しましたとおり、それぞれ推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

異議なしと認めます。

よって、議長の指名のとおり推薦することに決定しました。

◎ 日程第17 議席の一部変更

○議長（温谷文雄君）

日程第17、議席の一部変更を行います。

副議長選挙及び常任委員会委員の任期満了による委員会構成変更に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部変更をします。

陣圭介議員の議席を1番に、反田吉巳議員の議席を2番に、松元茂春議員の議席を3番に、温水宜昭議員の議席を5番に、福澤卓志議員の議席を6番に、末永充議員の議席を7番に、入佐廣登議員の議席を8番に、前原淳一議員の議席を9番にそれぞれ変更します。

以上で、今期臨時会に付議された案件は全部終了しました。

これにて、令和3年第3回高原町議会臨時会を閉会します。

◎ 閉 会

午前11時19分 閉会

令和3年第3回臨時会

署 名

高原町議会議長

温 谷 文 雄

高原町議会議員

中 村 昇

高原町議会議員

反 田 吉 巳